

## 廃棄物の処理及び清掃に関する公開質問状

平成 26 年 8 月 1 日

茨城県県北県民センター  
環境 保安課  
環境調整監 大部 好廣 殿

平成 23 年頃から、綱森祐二らにおいて、産業廃棄物の大量不法投棄をされている被害者の（株）舞鶴城カントリー倶楽部 代表取締役 緒方和男は、平成 24 年から、貴所属の課に、再三再四、犯行の通報をしており、吉田賢一氏をはじめ、大部好廣氏も、警察による引当たり捜査で現認されている犯罪です。本件につきましては、平成 26 年 4 月 3 日、茨城県環境部・廃棄物対策課・不法投棄対策室室長及び、平成 26 年 7 月 11 日、常陸太田市市長 大久保太一氏にも、公開質問状を送達しております。常陸太田市町屋町周辺の、（株）舞鶴城カントリー倶楽部所在地や、（有）エコライン名義の土地に無許可で廃棄物が埋立てされていることは、周知の事実です。

本書をもって公開質問させていただきたく、以下項目に対して、メール [master@akasakamitsuke-sogo.gr.jp](mailto:master@akasakamitsuke-sogo.gr.jp) または、FAX 03-3505-1727 宛に、8 月 11 日までにご回答のほど、よろしくお願いいたします。

### 質問項目

1. 平成 25 年 3 月 15 日、貴センターは、常陸太田市町屋町の犯罪者ら進入路付近に、監視カメラを設置され、同年 4 月 17 日、吉田賢一氏より、緒方の携帯に、「本日、廃棄物が不法投棄されました」と連絡がありました。緒方は指導されたとおりに、進入路にクサリを張っておりましたので、設置していたという、ビデオに写っているダンプについて質問しましたところ、吉田氏は、個人情報とプライバシーは公開できませんと、ビデオをはずしています。更に、吉田氏は「スピリットだという証拠はない」と聞いてもいない発言をされ、のちに逮捕された綱森祐二は、（有）スピリットから依頼され、（株）舞鶴城カントリー倶楽部所有地に廃棄物を繰り返し不法投棄していたことが分かりました。悪質な犯罪を厳罰に措置しなければいけない職務のはずですが、土地所有者である被害者に対し、不法投棄された事実だけを伝え、ダンプの写真も

見せられないなど、何のための監視カメラ設置なのか、犯罪者を隠蔽している行為にさえ受け取れます。緒方は、平成 23 年より、不法投棄をしているダンプの写真や、ナンバーを多数入手しており、すぐに照合することも可能でしたが、結果として逮捕の時期も遅れ、被害も拡大しました。このような経緯や対応について、県民センターとしてご回答ください。

2. 平成 26 年 1 月 10 日、(株)舞鶴城カントリー倶楽部所有地に不法投棄された件で、のちに立件された、網森祐二、大竹広志の犯行現場、650-2、659-1、660-1、655、660、866、2559-4、において、引当たり捜査の立会人として、貴センターの吉田賢一氏、小貫正人氏が参加されておりますが、現認したのは、建設残土ですか、廃棄物ですか。ご回答ください。
3. 平成 26 年 6 月 30 日、大部好廣氏は、(株)みらいの犯行現場に立合い、緒方が、中止命令を提案いたしました。が、「あれは場内の整地であり廃棄物ではないと断言し、当方で分析結果表を持っている」と回答しています。こちらでも 3ヶ所の分析センターで土壌分析をしておりますが、この件のご回答とともに、分析表の開示も併せてお願いします。
4. 尚、(株)みらい現場の所有者は(有)エコラインとなっており、所有地は 41 筆ですが、廃棄物を不法に埋めている m<sup>2</sup>は、30,580m<sup>2</sup>です。しかし最近不法投棄されている中央の、1,205m<sup>2</sup>は、弊社従業員 中瀬玄一郎の土地名義であり、加えて、(有)エコライン名義の土地にも、弊社グループで 280 億円の抵当権や、地上権を登記しております。あなた方がいくら黙認しても、日本が法治国家であることに変わりありません。被害者らから見れば、県民センターの行為は、不法投棄の追求や措置もしないどころか、背任罪であり、共謀共同正犯です。ご答弁、ご回答をお願いします。
5. 網森裕二は、公判で(株)みらい現場に、廃棄物を持ち込んで、大竹広志に代金を支払ったと証言し、平成 26 年 6 月 3 日は、(株)みらい従業員のダンプ運転手、池田一夫が、「このゴミは、足立区の長岡商店の中間処理場から運んできた」と、網森裕二のとき同様に廃棄物を他県から持ち込んでいることを自ら証言しております。犯罪者が真実を語っており、被害者が通報努力義務で繰り返し訴え、不法投棄があった現場であるということは認識されているはず。 (株)みらいの従業員らが自ら証言し、(株)みらいの代表取締役 瀬川好一と、現場管理の中野陽一郎だけが否定しているだけの偽りごとを、いつまで追求せず、放置するつもりでしょうか。地方公務員が事件を隠蔽、または頑なに認めようとしない理由を、ご回答ください。

以上が、お尋ねしたい質問でございます。この質問に対してのやり取りを、各関係者媒体にて公開させていただきます。

また、市の地域住民にも関わる重大な環境問題事案の質問でもありますので、そのような事はないと思いますが、回答できない場合、無回答と公表させていただき、無回答の場合は理由をいただければ、その理由を公開させていただき、理由がない場合、その旨を公開させていただきます。

連絡先 赤坂見附総合法律会計事務所 富田秀実弁護士  
東京都港区赤坂3丁目1-16 BIビル9階  
電話：03-3505-0381

差出人

〒311-0311 茨城県常陸太田市町屋町919-2  
株式会社舞鶴城カントリー倶楽部

代表取締役 緒方和男

受取人

〒313-0013 茨城県常陸太田市山下町4119（常陸太田合同庁舎内）茨城県県北県民センター  
環境 保安課

大部好廣 殿